

第2次上富良野町 定住移住促進計画



平成 31 年 3 月

上富良野町

目 次

I 計画策定の趣旨

1 計画の目的	1
2 計画の位置付けと計画期間	1
3 計画の推進	2

II 現状と課題

1 人口の推移	3
2 目標人口	7
3 克服すべき課題	7

III 計画の方針と施策

1 基本方針	1 0
2 主な施策	1 0
3 重点的に取り組む施策	1 2
4 各施策の実施時期	1 4

I 計画策定の趣旨

1 計画の目的

本町では、まちづくりの指針である「第5次上富良野町総合計画(平成21～30年度)」に定める将来像「四季彩のまち・かみふらの ー風土に映える 暮らしのデザイナー」の具現化に向け、平成23年2月に「上富良野町定住移住促進計画(平成23～30年度)」を策定し、各種定住移住促進施策を実施してきました。

また、平成28年2月には「上富良野町人口ビジョン」により、平成52年(2040年)の時点で10,000人程度の人口を確保するとの長期目標を定めるとともに、「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。しかし、全国的に進展する少子化は本町でも例外ではなく、人口の自然減少、人口流出に歯止めがかかっていないのが実情です。

人口の減少は地域の活力を減衰させるだけでなく、快適に暮らすための社会的基盤の存続を揺るがしかねない大きな課題です。本計画は、将来にわたって地域での安定的で豊かな生活を継続させるため、町内在住者の定住意識を高めることにより人口流出を抑制するとともに、町外居住者の移住意欲を刺激し人口流入・定住化を促していくための各種施策を定めるものです。

2 計画の位置付けと計画期間

平成31年度から10年間を計画期間とする、町の最上位計画である「第6次上富良野町総合計画」では、すべての町民がずっと住み続けたいとなるまち、町外から多くの人が訪れ、移り住みたいとなるまちをみんなでつくりあげ、未来へ引き継いでいくという願いを込め、10年後に町が目指す将来像を「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」と定めています。

これら第6次上富良野町総合計画の理念を具現化することを基本に、本計画については総合計画前期基本計画に合わせて平成31年度から35年度までを計画期間とし、必要に応じて適宜見直しを行っていくこととします。

3 計画の推進

人々の定住移住を促し、将来にわたって人口減少を抑制するには、まちの魅力を高め、まちに対して愛着や好感を持ってもらうことが不可欠であり、持続的にまちの魅力度、住むことへの満足度を向上させていく取り組みが必要です。

町の施策全般において、上富良野町定住移住促進連絡協議会をはじめ各関係機関・団体との連携・協調により実効あるものとすることはもとより、町内居住者の定住促進に向け、生活に密着した各種施策の継続・充実を図るとともに、町外からの移住促進に向けては、ワンストップ窓口における住宅や求人など生活に関する各種情報の集約と適切かつ積極的な提供を行うほか、まちの魅力を最大限に活かし、人を呼び込み、呼び戻す施策の推進に努めます。



Ⅱ 現状と課題

1 人口の推移

上富良野町の人口は昭和 30 (1955) 年の自衛隊駐屯により急増し、昭和 35 (1960) 年には 17,101 人となりピークを迎えましたが、その後は減少が続いており、平成 30 年 9 月末現在の住民基本台帳人口は 10,814 人で、ピーク時に比べ 6,287 人の減少となっています。

■国勢調査人口の推移

(各年 10 月 1 日 単位:人)

年	昭和 30 年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年
人口	16,918	17,101	16,204	15,791	14,870	14,441	14,127
増減		183	▲897	▲413	▲921	▲429	▲314

年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	13,265	12,881	12,809	12,352	11,545	10,826
増減	▲862	▲384	▲72	▲457	▲807	▲719

<参考> 全国の国勢調査人口の推移

年	昭和 30 年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年
人口	90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923
増減		4,225,029	4,907,514	5,456,034	7,274,472	5,120,753	3,988,527

年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
増減	2,562,244	1,959,079	1,355,597	842,151	289,358	▲962,607

北海道の国勢調査人口の推移

年	昭和 30 年	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年
人口	4,773,087	5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439
増減		266,119	132,594	12,487	153,919	237,783	103,450

年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733
増減	▲35,792	48,674	▲9,259	▲55,325	▲121,318	▲124,686

平成元年以降、転入と転出の関係においては、恒常的に転出が転入を上回る状態が続いてきた一方、出生と死亡の関係では、出生数の多さが人口減少に一定の歯止めをかけてきましたが、平成 21（2009）年からは出生数の低下により、死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いています。

■平成元年以降の人口動態

（住民基本台帳人口 単位：人）

	自然増減			社会増減			増減計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 元年	186	89	97	664	941	▲277	▲180
平成 2 年	146	75	71	615	947	▲332	▲261
平成 3 年	143	102	41	699	887	▲188	▲147
平成 4 年	152	94	58	652	865	▲213	▲155
平成 5 年	144	69	75	804	827	▲23	52
平成 6 年	178	85	93	839	786	53	146
平成 7 年	149	101	48	745	1,048	▲303	▲255
平成 8 年	160	72	88	728	842	▲114	▲26
平成 9 年	150	79	71	761	903	▲142	▲71
平成 10 年	148	77	71	842	855	▲13	58
平成 11 年	143	95	48	774	923	▲149	▲101
平成 12 年	152	94	58	881	957	▲76	▲18
平成 13 年	133	83	50	874	1,025	▲151	▲101
平成 14 年	141	102	39	775	943	▲168	▲129
平成 15 年	140	112	28	793	985	▲192	▲164
平成 16 年	137	76	61	786	796	▲10	51
平成 17 年	98	106	▲8	629	754	▲125	▲133
平成 18 年	130	100	30	637	840	▲203	▲173
平成 19 年	130	99	31	597	724	▲127	▲96
平成 20 年	128	110	18	633	748	▲115	▲97
平成 21 年	104	122	▲18	485	674	▲189	▲207
平成 22 年	96	127	▲31	457	661	▲204	▲235
平成 23 年	101	101	0	601	569	32	32
平成 24 年	96	104	▲8	508	583	▲75	▲83
平成 25 年	96	129	▲33	523	704	▲181	▲214
平成 26 年	78	124	▲46	525	714	▲189	▲235
平成 27 年	84	120	▲36	533	620	▲87	▲123
平成 28 年	71	106	▲35	575	696	▲121	▲156
平成 29 年	71	132	▲61	839	795	44	▲17

※ 元年～18 年は 9 月末日、19 年～30 年は 12 月末日現在

年齢別の人口においては、60 歳以上が増加している一方、60 歳以下のすべての年代で減少しており、中でも 29 歳以下での減少が著しくなっています。また、60 歳以上の総人口に占める割合が平成 2 年では 17.3%だったのに対し、平成 27 年では 36.9%となっており、少子高齢化の傾向が急速に進行しているといえます。

■平成 2 年以降の年齢別人口の推移

(国勢調査 各年 10 月 1 日 単位:人)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	H27-H2
0～9 歳	1,672	1,419	1,359	1,186	1,097	917	▲755
10～19 歳	1,922	1,638	1,388	1,161	1,031	966	▲956
20～29 歳	1,772	1,846	1,750	1,674	1,262	936	▲836
30～39 歳	1,880	1,686	1,765	1,616	1,447	1,306	▲574
40～49 歳	1,906	1,895	1,571	1,448	1,400	1,394	▲512
50～59 歳	1,814	1,666	1,756	1,782	1,460	1,278	▲536
60～69 歳	1,236	1,497	1,616	1,565	1,616	1,646	410
70～79 歳	770	852	1,070	1,277	1,418	1,359	589
80～89 歳	272	337	470	550	687	851	579
90～99 歳	20	45	62	89	125	133	113
100 歳～	1	0	2	4	2	4	3
不明						36	36
総人口	13,265	12,881	12,809	12,352	11,545	10,826	▲2,439

平成 27～29 年の年齢別転出入の状況では、陸上自衛隊上富良野駐屯地の人事異動等による影響を極力なくするため営内（南町 4 丁目）居住者の転出入を除くと、10～20 歳代の転出超過が顕著になっています。中でも、高校卒業から大学卒業までの 4 年間に相当する 18 歳から 22 歳の間の状況では平成 27 年には 64 人、平成 28 年には 51 人、平成 29 年には 50 人といずれも大幅な転出超過となっており、主な原因としては進学や就職などで町外へ流出していることが考えられます。

■平成 27～29 年の年齢別転出入の状況

（12 月末現在 単位：人）

	平成 27 年				平成 28 年				平成 29 年			
	全体		営内を除く		全体		営内を除く		全体		営内を除く	
	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入
0～9 歳	44	50	44	50	78	58	78	58	72	81	72	81
10～19 歳	91	89	64	17	91	88	68	23	100	148	66	20
20～29 歳	195	174	143	111	194	202	136	143	250	290	143	119
30～39 歳	125	98	101	86	164	121	137	108	148	161	121	129
40～49 歳	61	75	56	67	87	57	78	48	131	100	116	91
50～59 歳	55	26	54	26	34	30	34	30	44	33	42	33
60～69 歳	18	10	18	10	12	9	12	9	17	10	17	10
70～79 歳	11	4	11	4	11	4	11	4	6	7	6	7
80～89 歳	16	7	16	7	23	3	23	3	21	8	21	8
90～99 歳	4	0	4	0	2	3	2	3	6	1	6	1
100 歳～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	620	533	511	378	696	575	579	429	795	839	610	499

■上記のうち 18～22 歳の転出入の状況

（単位：人）

	平成 27 年				平成 28 年				平成 29 年			
	全体		営内を除く		全体		営内を除く		全体		営内を除く	
	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入
18 歳	53	47	39	5	47	48	33	7	43	66	25	1
19 歳	24	32	11	2	15	26	6	2	21	59	6	3
20 歳	20	27	16	11	20	16	16	7	39	36	20	11
21 歳	23	11	19	2	20	12	11	9	36	50	19	9
22 歳	27	28	17	18	27	21	21	11	21	24	14	10
合計	147	145	102	38	129	123	87	36	160	235	84	34

2 目標人口

平成 28（2016）年 2 月に策定した「上富良野町人口ビジョン」において、将来の展望として「平成 52（2040）年に 1 万人程度の人口確保をめざす」と定めたことから、第 6 次上富良野町総合計画ではこれに基づき、計画期間が終了する平成 40（2028）年度の人口予測値を 9,540 人、目標値を 10,660 人と定めています。

また、人口ビジョンと併せて策定された「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する」「人口流出に歯止めをかける」「人口減少・超高齢化社会など時代を見据えたまちを構築する」の 3 つの視点を基本としています。

本計画では、これらの計画等との整合性を図りつつ、人口減少の抑制、求められる時代に即したまちづくりに向け必要な施策を定めます。

3 克服すべき課題

人口減少時代を迎えていることに加え、首都圏への人口集中が止まらない状況の一方で、地方においては「限界集落」「限界自治体」の問題が取り沙汰されるなど、一定程度の人口規模の確保は基礎自治体の維持、存続のために欠かすことのできない要件であると同時に、最も大きな課題といえます。

第 6 次上富良野町総合計画の策定に向けて平成 29 年に行ったアンケートでは、18 歳以上の町民の 75.8%が「まちに愛着を感じている」ものの、「今後も住みたい」と回答したのが 67.9%と若干下回っており、15～18 歳の高校生等では 76.2%、中学生では 85.1%が「まちが好き」と答えたのに対し、「今後も住みたい」ではそれぞれ 30.4%、38.8%と非常に低い結果となりました。

将来にわたって持続可能なまちづくりとは、すべての世代が「かみふらの」に愛着を持ち「住み続けたい」と思える、よそから見て「住んでみたい」と魅力的に映るまちづくりであるとの視点に立ち、居住ニーズを的確に捉え、ひとつひとつの生活に密着した多分野にわたる施策の実効性をしっかりと上げるとともに、積み重ねていくことでまちの魅力度、生活の満足度を向上させていく取り組みを推し進めていかなければなりません。

(1) ライフステージに応じた総合的な支援・対策

全国的な傾向と同様、本町においても少子化が進んでいることがうかがえますが、少子化については価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化や、子育てを取り巻くさまざまな社会的要因によるところが大きいとされており、地方自治体をはじめ、国レベルにおいても未来を左右する大きな課題といえます。安心して子どもを生み、育てられる環境づくりはもとより、子育てを終えた後の世代、高齢期を迎えた世代においても不安なく安定的に生活を継続できる基盤づくりに向け、性別や年齢を問わず、各ライフステージに応じた総合的な支援・対策が求められています。

(2) 雇用環境の整備

平成 27～29 年 12 月末日現在の年齢別転出状況から、進学や就職などで町外へ流出している実態がうかがえますが、高校卒業後の進学先や、若者の希望に沿った勤務先が町内にないことが大きな要因と考えられます。企業の誘致はもとより、町内での起業、既存の業態からの新たな事業展開などにより雇用の場を新たに開拓することで、就職のための町外への流出を抑制するとともに、進学先から卒業後に町内に戻って来られる環境を整える取り組みの推進が必要です。

(3) 住環境の健全化

快適な住環境も人口確保のための重要な要素ですが、全国的な傾向と同様、家族形態の変化や高齢化の進展などにより、町内でも空き家・空き地が増加してきており、周辺の生活環境への影響が懸念されていることに加え、相当数ある民間賃貸住宅にも空き物件が存在している現状から、これらの利活用を図り、住環境の健全化を進めていく取り組みも求められています。

(4) 交流人口の拡大

上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標の一つに「新しいひとの流れをつくる」として「交流人口の拡大」を掲げており、移住に関する各種アンケートでは「完全移住」よりも「二地域居住」や「シーズンステイ」へのニーズが高まっている傾向がうかがえます。人口の流入を促すには、観光目的での短期滞在はもと

より、中・長期の滞在による居住体験のほか、「十勝岳ジオパーク構想」の取り組みやふるさと納税制度などを通じ、一人でも多くの方にまちの魅力にふれていただく機会を創出し、そこから移住につなげていく仕組みづくりを、官・民が一体となって進めていく必要があります。

(5) 「お試し暮らし住宅」事業の見直し

北海道内の市町村が取り組む移住体験事業「ちょっと暮らし」では、移住する気がない観光目的での利用が多く、移住につながらないことから運用を中止するなど、見直しを行う自治体も出てきています。本町においても旧教員住宅を活用した「お試し暮らし住宅」事業を実施していますが、観光目的での利用と思われる事例も散見され、移住に結びついた実績が乏しく、行政が管理・運営することによる費用対効果が大きいとはいえない実態にあることから、移住施策としての観点から、その運用について見直しを図る必要があります。

(6) 人材を呼び込む、呼び戻す仕組みづくり

人口減少、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化により、農業や商工業での後継者をはじめ、働き手の不足は本町においても例外ではありません。地域の産業を維持し、まちに賑わいをもたらす方策の一つとして、魅力ある産業・働く場所づくりと並行し、町内の求人に合った人材を町外から呼び込む、呼び戻す仕組みづくり、移住する側と受け入れる側、双方のニーズが合致する移住促進策が求められています。

(7) 移住後の生活をイメージできる体験機会の提供

本町が有する十勝岳連峰をはじめとする良質な自然環境、美しい丘の風景は来訪者を魅了する大きなセールスポイントです。しかし、地域での実際の生活は、各自が抱くイメージと必ずしも合致するものではありません。これまで、行政としては「お試し暮らし住宅」による居住体験のみを提供してきましたが、イメージのミスマッチを解消するとともに、移住を希望している方を後押しするためにも、移住後の生活を具体的にイメージできる体験機会の提供を検討する必要があります。

Ⅲ 計画の方針と施策

1 基本方針

定住移住施策は単独で成立しうるものではなく、福祉や教育、建設、観光、商工業などさまざまな分野が複合的にかかわり合う総合的な施策といえます。「町民がずっと住み続けたいと思えるまちづくりの延長線上に、町外からの移住がある」との理念を基本方針とし、町政のあらゆる分野においてまちの魅力度を上げるべく、各施策の実効性、熟度を高める取り組みを最優先に進めることで定住移住を促します。

2 主な施策

(1) ライフステージに応じた総合的な支援・対策

若者から高齢者まで、各世代が健康で、安心して、いきいきと暮らせる生活基盤を整えます。

【健康づくりの推進】

- ① 特定健康診査、保健指導、健康学習会などの実施を通じ、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸を図ります
- ② 小児生活習慣病予防健診の実施を通じ、早期において健全な生活習慣を身につけることで生活習慣病の予防を図ります
- ③ 各種検診の実施を通じ、病気の早期発見・治療につなげます
- ④ 相談窓口の開設、メンタルヘルスに関する情報提供を通じ、こころの健康保持につなげます

【子育て世代への支援】

- ① 妊婦健診・相談、乳児家庭全戸訪問事業などを通じ、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行います
- ② 地域子育て支援拠点事業を通じ、交流の場の提供、自主的な交流活動を支援し、子育て家庭の孤立化を防ぎます
- ③ 時間外保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童健全育成事業などを通じ、保護者の負担軽減を図るとともに、児童の良好な養育・成長環境を提供します

【高齢者への支援】

- ① 高齢者対象の「いしずえ大学」や老人クラブ、高齢者事業団などの運営・活動への支援を通じ、学習やボランティア活動など生きがいつくりの場を提供します
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の実施を通じ、自主的な介護予防活動、在宅生活を支援します
- ③ 福祉サービスの隙間を埋めるものとして、地域における福祉ネットワークづくりを通じ、身近な住民同士が見守り、支え合う体制づくりを進めます

（２）魅力ある産業・働く場所づくり

魅力ある産業・働く場所づくりを進め、町内で働き続けられる環境を確保・創出します。

- ① 工場等を新設・増設する事業者に対して優遇措置を講じることで、町内への企業の立地を促します
- ② 中小企業等が行う新規開業、新事業展開、特産品開発に対する助成を通じ、新たな雇用を創出します
- ③ 商工業者持続化補助金の交付を通じ、販路拡大や効率化による持続的な経営に向けた取り組みを支援します
- ④ 担い手サポート奨励金の交付を通じ、産業後継者の育成・確保を図ります
- ⑤ 新たな農業担い手育成等支援事業を通じ、円滑に新規就農できる環境を提供します

（３）良好な住環境の整備

町内に住み続けられる良好な住環境を整えるとともに、円滑な移住開始のための条件整備を行います。

- ① 住宅リフォーム等助成金、既存住宅耐震改修費補助金の交付を通じ、快適で安全な住環境の整備を進めることで、住宅を長く使用してもらうほか、賃貸や売買による利活用につなげます
- ② 下水道整備計画区域外に居住する方を対象に、合併処理浄化槽設置整備事業補助により、衛生的で快適な住環境を提供します

- ③ 行政ホームページでの空き家、空き地に関する情報提供を通じ、町内での定住、町外からの移住を促します
- ④ 町内への移住を決めた方への「移住準備住宅」の提供を通じ、町内での生活を円滑に始められる環境を整えます。なお、提供する住宅については、現在運用している旧教員住宅が老朽化していることに加え、増加が懸念されている空き家の利活用策として、民間住宅を利用する方策について検討します

(4) まちの魅力にふれる機会の創出

まちの魅力の発掘、再発見、情報発信、まちを訪れるきっかけづくりを通じて、まちの知名度向上を図るとともに、まちに対して関心を持つ方々の裾野を広げます。

- ① 「十勝岳ジオパーク構想」を通じ、本町の良質かつ貴重な自然環境、稀有な歴史などを伝える取り組みを進めます
- ② まちの新たな魅力発掘・創出への取り組みとして、本町を舞台とした小説「泥流地帯」「続泥流地帯」の映画化への側面的支援を行います
- ③ 全国的に利用者が増加しているふるさと納税制度を活用し、特産品をはじめ、まちの資源を広くアピールします
- ④ 「かみふらの花と炎の四季彩まつり」をはじめ、「かみふらの十勝岳ヒルクライム」や「十勝岳山開き」など、町内で開催される各種イベントへの支援を通じ、町外から本町を訪れる機会を創出します
- ⑤ シーズンステイ、2地域居住へのニーズが高まっていることから、中・長期の滞在希望者向けに、民間の空き住宅を活用した滞在施設の供給について検討します

3 重点的に取り組む施策

(1) 移住ニーズの把握と適切な情報発信

移住希望者のニーズを的確に把握することで、移住実現に有効な情報発信、施策展開を行います。

- ① 首都圏を中心に開催される移住相談会などへの参加を通じ、本町の魅力を発信するとともに、移住希望者のニーズを把握し、求められている情報の収集、適切な提供を行います

- ② 移住に関するホームページや雑誌の広告掲載などの情報発信ツールにおいて、本町での生活を具体的にイメージし「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるような内容に充実を図ります
- ③ ワンストップ相談窓口（企画商工観光課企画政策班）において庁内関係部署、各関係機関・団体との連携を密にし、仕事や住環境、福祉施策など、求められる多様な情報の整理と一元化、的確な提供を行います

（２）ターゲットの明確化と移住を実現するシステムづくり

移住に向けて重点的にアプローチする対象を現役世代とし、仕事を中心としたマッチングの仕組みづくり、「住まい」「仕事」「暮らし」を組み合わせた移住体験プログラムの導入について検討します。

- ① 後継者がいない、働き手が不足しているなど、町内で求められている職種、人材と、移住と仕事を求める現役世代とのマッチングを可能にする仕組みづくりについて検討します
- ② 完全移住を視野に入れた滞在体験機会の提供として、農業や商工業、福祉など、さまざま職種での就業体験や地域でのボランティア活動などを伴った移住体験プログラムの導入について検討します
- ③ 旧教員住宅を活用した「お試し暮らし住宅」については運用方法を見直し、上記２項目に掲げた内容を前提とした滞在を対象とし、使用施設については老朽化している実態から、民間の空き住宅を活用する手法について検討します



4 各施策の実施時期

施策の区分・内容	H31	H32	H33	H34	H35
◎主な施策					
(1)ライフステージに応じた総合的な支援・対策					
【健康づくりの推進】					
①特定健康診査、保健指導、健康学習会などの実施	実施	→	→	→	→
②小児生活習慣病予防健診の実施	実施	→	→	→	→
③各種検診の実施	実施	→	→	→	→
④相談窓口の開設、メンタルヘルスに関する情報提供の実施	実施	→	→	→	→
【子育て世代への支援】					
①妊婦健診・相談、乳児家庭全戸訪問事業の実施	実施	→	→	→	→
②地域子育て支援拠点事業の実施	実施	→	→	→	→
③時間外保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童健全育成事業の実施	実施	→	→	→	→
【高齢者への支援】					
①いしずえ大学や老人クラブ、高齢者事業団などの運営・活動への支援	実施	→	→	→	→
②介護予防・日常生活支援総合事業の実施	実施	→	→	→	→
③地域における福祉ネットワークづくりの実施	実施	→	→	→	→
(2)魅力ある産業・働く場所づくり					
①工場等を新設・増設する事業者への優遇措置の実施	実施	→	→	→	→
②中小企業等が行う新規開業、新事業展開、特産品開発に対する助成	実施	→	→	→	→
③商工業者持続化補助金の交付	実施	→	→	→	→
④担い手サポート奨励金の交付	実施	→	→	→	→
⑤新たな農業担い手育成等支援事業の実施	実施	→	→	→	→
(3)良好な住環境の整備					
①住宅リフォーム等助成金、既存住宅耐震改修費補助金の交付	実施	→	→	→	→
②合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付	実施	→	→	→	→
③行政ホームページでの空き家、空き地に関する情報提供	実施	→	→	→	→
④「移住準備住宅」の民間の空き住宅活用	検討	実施	→	→	→
(4)まちの魅力にふれる機会の創出					
①「十勝岳ジオパーク構想」の推進	実施	→	→	→	→
②小説「泥流地帯」「続泥流地帯」映画化への取り組み	実施	→	→	→	→
③ふるさと納税制度の活用推進	実施	→	→	→	→
④各種イベントの実施や開催支援	実施	→	→	→	→
⑤民間の空き住宅を活用した中・長期滞在施設の供給	検討	実施	→	→	→

施策の区分・内容	H31	H32	H33	H34	H35
◎重点的に取り組む施策					
(1)移住ニーズの把握と適切な情報発信					
①移住相談会などへの参加	実施	→	→	→	→
②移住に関するホームページや雑誌の広告掲載などの情報発信ツールの内容充実	実施	→	→	→	→
③ワンストップ相談窓口での多様な情報の提供	実施	→	→	→	→
(2)ターゲットの明確化と移住を実現するシステムづくり					
①移住を希望する現役世代とのマッチングの仕組みづくり	検討	→	実施	→	→
②移住体験プログラムの導入	検討	→	実施	→	→
③「お試し暮らし住宅」の運用見直し	検討	→	実施	→	→



